

森林整備事業を実施した皆様へ 重要なお知らせ

森林整備事業の施行地は 5年間* 皆伐・転用不可

*協定を締結したものは10年間

- ・森林整備事業の施行地において、事業完了の翌年度から起算して5年以内（10年以内とする事業区分あり）に森林以外への転用又は立木竹の全面伐採除去を行う場合は、転用等を行う区域の規模に関わらず、必要な手続きを行い、転用等を行う区域に相当する国及び県の補助金を返還していただきますのでご注意ください。
- ・施行地の売却・譲渡・貸借・地上権設定等を行った場合も、これに関わらず、転用等が行われる場合は同様に補助金を返還していただくこととなります。
- ・やむを得ず転用等を行わなければならない場合は、最寄りの県農林事務所又は森林組合へご連絡ください。



お問い合わせ先	所在地	電話番号
岐阜農林事務所 林業課	岐阜市藪田南5-14-53	058-214-7409
西濃農林事務所 林業課	大垣市江崎町422-3	0584-73-1111
揖斐農林事務所 林業課	揖斐郡揖斐川町上南方1-1	0585-23-1111
中濃農林事務所 林業課	美濃市生櫛1612-2	0575-33-4011
郡上農林事務所 林業課	郡上市八幡町初音1727-2	0575-67-1111
可茂農林事務所 林業課	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-3111
東濃農林事務所 林業課	多治見市上野町5-68-1	0572-23-1111
恵那農林事務所 林業課	恵那市長島町正家後田1067-71	0573-26-1111
下呂農林事務所 林業課	下呂市萩原町羽根2605-1	0576-52-3111
飛騨農林事務所 林業課	高山市上岡本町7-468	0577-33-1111